

令和3年度（令和2年分）

町県民税申告相談のお知らせ

○申告相談の御案内について

申告が必要と思われる世帯へ、相談の日時等を記載した封筒を送付いたします。封筒が届かない場合や、指定の相談日に都合がつかない場合は、下記まで御連絡ください。

○申告相談の日程について

相談日	曜日	対象地区	相談日	曜日	対象地区
2月1日	月	下宿・八幡町	2月22日	月	朝日町・豊田
2日	火	川端・庚申町	24日	水	豊田
3日	水	今宿・本町	25日	木	坂ノ上・駒籠
4日	木	東町	26日	金	駒籠
5日	金	里・二丁目	3月1日	月	鷹巣1・横町
8日	月	新町・海谷	2日	火	上ノ原
9日	火	海谷	3日	水	佐田町・南通
10日	水	田沢下・愛宕町	4日	木	来迎寺
12日	金	岩ヶ袋	5日	金	次年子・鷹巣2
15日	月	岩ヶ袋・小菅	8日	月	川前・曙町
16日	火	四日町	9日	火	栄町・新山寺
17日	水	鷹巣3	10日	水	黒滝・田沢上
18日	木	上宿・白鷺	11日	木	仲通・桂木町
19日	金	井出・緑町	12日	金	大浦
-	-	-	15日	月	予備日

○相談時間 午前9時～午後4時30分まで

※ 世帯ごとに来庁時間を指定しております。送付した案内をご覧ください。

○相談会場 役場3階 大会議室

申告手続きには

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示

が必要です。マイナンバーカードや通知カードを必ず持参してください。

○申告相談会における感染症対策について

申告相談会の開催にあたりましては、会場の換気、ソーシャルディスタンスに配慮した配席及び消毒用アルコールの設置等、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいりますとともに、下記のお願についてご協力ください。

会場での検温・マスクの着用・手指の消毒

入場される際は、検温とマスクの着用及び手指の消毒にご協力ください。37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには、入場をお断りさせていただく場合がございます。発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場くださるようお願いいたします。

少人数でのご来場

会場にお越しになる方は、世帯を代表して1名でのご来場にご協力ください。介助を要する等の理由があり複数名でお越しになる場合においても、必要最低限の人数でお越しください。

指定時間でのご来場

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、混雑緩和のため世帯ごとに指定した時間でのご来場にご協力ください。指定日時でのご来場ができない場合は、ご連絡いただきますと、別日でのご案内をさせていただきます。事前にご連絡がなく指定時間以外でご来場された場合、指定時間の方を優先して申告相談をさせていただきますのでご了承ください。

○申告相談における留意事項

令和3年度(令和2年分)の所得税・町県民税申告で医療費控除やセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けられる方は、医療費控除の明細書の添付が必須になります(領収書の提示のみでは控除を受けることができません)。事前^に明細書を作成していただくようお願いいたします。

不動産所得や事業所得等がある方で、帳簿を作成していない方が見受けられます。帳簿の作成及び保存は白色、青色申告を問わず平成26年から義務付けされており、税務調査等の際に提出を求められる場合がありますので、必ず作成しましょう。

3密防止の観点より、短時間での申告相談にご協力ください。申告資料の集計がなされていないなどの理由により、申告に時間を要する方に関しましては、資料をおまとめいただいてから再度申告をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

申告等に関してご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。